

石綿対策全国連絡会議第19回総会議案

2006年4月28日 東京・全建総連会館会議室

I 2004年度活動報告案

1. 第18回総会

2005年4月13日、東京・全建総連会館会議室において、60余名の参加で第18回総会を開催しました。

同総会では、前年全精力を注いで取り組んだ「2004年世界アスベスト東京会議(GAC2004)」の成果と意義を確認しつつ、それを日本と世界でひろげていくという方針を採択しました。

とくに日本についていえば、2004年10月1日から実施された「『原則禁止』の実現は、アスベスト問題の解決に向けた最初の一步であり、以下の課題が存在していることを確認、周知宣伝するとともに、その実現をめざします。石綿対策



全国連絡会議は、草の根でアスベスト問題に取り組む団体・個人のもっとも広範なネットワークとして、情報収集・提供、各々の取り組みの連携・調整、共同キャンペーンの推進等の役割を担っていきたいと考えています。

アスベスト『原則禁止』の履行監視と早期全面禁止の実現

今後本格的な『流行』の時期を迎えることが確実な健康被害対策の確立

既存アスベストの把握・管理・除去・廃棄を通じた対策の確立

海外移転の阻止および地球規模でのアスベスト禁止の実現」

総会ではまた、GAC2004の労働組合のワークショップの続編ともいえる、全日本海員組合・山口守総合政策部長、国鉄労働組合・久保孝幸業務部長からの取り組みの紹介、及び、名取雄司・永倉冬史両事務局次長から各々、「中越地震被災地におけるアスベスト対策」及び「子供たちにアスベスト問題を伝える取り組み」について報告が行われました。

さらに引き続いて、厚生労働省化学物質対策課化学物質情報管理官・永野和則氏を講師に、「アスベスト原則禁止後の労働安全衛生対策 石綿障害予防規則を中心に」学習会も行われました。労働者の健康障害防止のための省令としては、1979年の粉じん障害防止規則以来、実に25年ぶりに新たに制定された石綿障害予防規則の2005年7月1日施行に向けて、熱心な質問や要望、提起等が出されました。

2. クボタ・ショック

尼崎市のクボタ旧神崎工場周辺の住民中皮腫患者に、全国連参加団体である関西労働者安全センター、尼崎労働者安全衛生センター、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会(関西支部)の皆さんが出会ったのは、まさにGAC2004を準備するなかでのことでした。

私たちが意識的に努力したことでもあります。GAC2004を通じて、アスベスト問題に関心を寄せるマスコミ関係者が一定出てきました。GAC2004そのものや旧国鉄、船員で初めてのアスベスト被害認定等々のニュース報道だけでなく、被害者・家族やアスベスト問題の諸側面に対する取材・報道も行われるようになったのです。例をあげれば2004年12月20日のNHKクローズアップ現代「アスベスト 広がる被害 遅れた対策」(スタジオゲストに村山武彦・早稲田大学教授)や朝日新聞夕刊に2005年3月18日から24日にかけて5回連載された「見えないトゲ

アスベストを追う」などがあります。

クボタ尼崎の住民被害は、2005年1月19日のテレビ朝日系列の報道ステーションで初めて取り上げられ、1月29日深夜のテレメンタリー2005「終わりなき葬列」でよりくわしく報じられました。5月28日には近畿地方限定でしたが、朝日放送ドキュメンタリー・スペシャルの続編で、クボタの安全衛生推進部長のインタビューを顔も隠さずに放映。しかし、患者が実名で登場し懸命に語っているのに、クボタ他の企業名は伏せられていました。

結局、6月29日付け毎日新聞大阪本社版夕刊が、クボタ・ショックの直接の引き金となりました。一面トップで、「アスベスト関連病で 10年で労働者51人死亡 クボタが開示」、社会面トップで「住民5人も中皮腫 2人は死亡 見舞金検討」と報じたものでした。夕方、大阪のクボタ本社で記者会見が行われ、同夜のテレビ、翌朝の新聞等から連日のマスコミ報道となり、企業や政府などの「アスベスト・パニック」と呼ばれる事態が現出したわけです。

しかし、クボタ・ショックの真の始まりが、孤立させられ不治の病と闘ってきた住民被害者が、お互いに知り合い励まし合いながら、大企業相手に立ち向かった勇気であったことを何よりも強調しておかなければなりません。

3. 相談等の殺到、(社)日本石綿協会への申し入れ

クボタ・ショック以降、全国連加盟の各団体等には、アスベスト被害者や労働者、市民、マスコミ等からの相談や問い合わせ、取材等が殺到し、その対応に追われることになりました。積極的に相談窓口を開設したり(全建総連の7月24日「建設労働110番」や全造船機械労組の8月10日「造船アスベスト中皮腫・肺がん・じん肺ホットライン」など)、関係企業や行政機関等に対する緊急の提言や要請行動等(7月15日の患者と家族の会の要望・アスベストセンターの10項目対策の提案や各労働組合の行政要請・交渉など)も取り組まれています。

全国連としては、7月6日にまず(社)日本石綿協会に要請書を送り、話し合いの場を設定するよう求めました。クボタに続いて、アスベスト被害者を出している企業によるきわめて不十分な情報の開示や、行政による関係企業に対する輪をかけて不十分な調査やその結果の開示が続かなかで、「せめてクボタ並みに意味のある情報」を開示せよというのが、要請の柱のひとつでした。

お互いに殺到する相談等への対応に追われているなどの事情もあり、文書回答が届けられたのが8月29日、話し合いが持たれたのは9月14日でした。話し合いのなかで同協会は、加盟各社から報告を受け協会では把握している過去の 作業環境測定、工場敷地境界での石綿濃度測定、PRTR(環境汚染物質排出・移動登録)データの公表や、4月から有料で販売していた『既存建築物における石綿使用の事前診断監視指針』(アスベスト含有建材の商品名・製造時期一覧表等も収録)の無償提供(WEB版公開)等を約束しました。

しかし、個別企業で、「クボタ並みに意味のある情報」を開示したところはいまだに一社もないことは指摘しておかなければなりません。

4. 総合的対策の提言

全国連はまた、これまでに主張し続けてきたことやGAC2004の成果等も踏まえて、総合的対策として取り組まなければならない諸課題の整理を急ぎました。

世論におされるかたちで国も、7月1日に課長レベルによるアスベスト問題に関する関係省庁会議を設置、それが7月21日には局長級に格上げされ、さらに26日の閣議では、29日に内閣官房長官を中心に総務、文部科学、厚生労働、経済産業、国土交通、環境の各大臣でアスベスト問題に関する関係閣僚会合を開催するという



ことになりました。

そのこと自体は歓迎しつつも、「ごく短期間のうちに過去の検証及び今後の『総合対策を確立』しようとしていることに、再びその場しのぎの対応に終わってしまうのではないかという強い危機感すら感じ」たからです。

参加団体等の全面的なご協力により、7月26日に、全代表委員が顔をそろえて自治労会館で記者会見を行い、「アスベスト問題に係る総合的対策に関する提言」を発表するとともに、内閣総理大臣と各政党に届けることができました。

提言は、以下の6つの柱に沿って、取り組まなければならない諸課題を約70項目にわたって提起しました。合わせて、「緊急を要する課題については、省庁の管轄や既存のどの法令や制度

で対応するか等を論ずる以前に、まず確固たる決断を示すことが重要であり、そのうえで、腰を据えて真に体系的な総合的対策を確立するよう強く勧告」しています。

全面禁止

健康被害対策 補償、ハイリスク者の健康管理・健康被害の早期発見、治療、患者・家族の心のケア、上記全プロセスへの患者・家族の代表の参加の確保等

既存アスベスト対策 把握、管理、除去、廃棄等

法規制等 アスベスト対策基本法の制定、関連行政一体となった体制の確立等

海外移転の阻止・地球規模での禁止

予防原則の教訓を引き出すための歴史の検証等

この提言は、その後の全国連以外の団体・個人等による政策提言等にも大きな影響を与えたと思います。



5. 総選挙に当たり各政党に公開質問状

全国連はまた、関係団体・個人とも連携しながら国会対策や各政党が設置した「プロジェクトチーム等」の政策調査活動に対する協力等も行ってきました。8月3日の参議院厚生労働委員会におけるアスベスト問題集中審議では、事務局長を参考人として派遣しました。

参議院で郵政民営化法案否決、衆議院解散、総選挙という政局の流れに対しては、8月24日に各政党に対して公開質問状を送付、9月1日に、自民、公明、民主、共産、社民の5党から寄せられた回答を公表しました。質問事項は、以下の10項目でした。

住民被害者等に対する補償制度の確立

時効問題の立法的解決

中皮腫登録制度の創設

健康管理手帳と労災補償制度の改善

住民の疫学調査の実施

発がん物質としての規制対象範囲の整合化

建築物等の解体等に対する規制の整合化

関連情報の開示と永久保存

特別立法を含めた総合的対策の確立(アスベスト対策基本法の制定)

国の窓口一本化、患者・家族・NPO等の代表が参加する継続的取り組み

各党の回答は、選挙向けということもあっておおむね好意的 = 違いがあまり目立たないものでしたが、自民党だけが、新規立法を被害者救済目的に限定、時効救済を労災補償を受けずに死亡した労働者に限定しているように読める回答だったことと、また、中皮腫登録制度の創設に賛否の言明を避けていることが、公明党も含め

た他の政党の回答との違いだったと言えるでしょう。

なお、発がん物質としての規制対象範囲の整合化に関して、自民党も含めて、「0.1%以上含有基準」に賛成したことによって、厚生労働省の労働安全衛生法令改正方針が報じられたことは、この取り組みの直接の成果となりました。

6. 緊急の意見表明・他団体の提言等

不幸にして、選挙の結果、自民党が圧勝したことにより、政府内でも与党内においても、自民党(と関係省庁、と言ってよいでしょう)の上述の、他党とは異なる立場が押し通される様相が強まりました。とりわけ、被害者救済の内容がきわめて不十分・不公正なものとなりそうになってきたことから、全国連は日本石綿協会との話し合いの後に緊急に運営委員会を開催。翌日9月15日に、以下の内容の「アスベスト新法に対する緊急の意見表明」をマスコミ発表するとともに、首相及び各政党に届けました。

すべてのアスベスト被害者に労災補償に準じた所得・医療補償
アスベスト被害に時効を適用しない法的措置
中皮腫はすべて労災補償または新法による補償対象
中皮腫死亡者の遺族に対する理不尽な医学的立証等の負担の回避
アスベスト肺がん、その他アスベスト関連疾患の労災補償に準じた新法による補償
新法による補償に時期指定や地域指定等の限定導入反対
新規立法対応を被害者補償に限定せずアスベスト対策基本法を制定

7月29日に第1回会合を開いた「アスベスト問題に関する関係閣僚会合」は、「アスベスト問題への当面の対応」を発表、その後8月26日第2回、9月29日第3回と回を重ね、そのつど「当面の対応」を改訂しました。被害者「救済のための新たな法的措置を講ずることとし、次期通常国会への法案の提出をめざす」ことは表明されたものの、その細部および全体像はなかなか明らかにはなりませんでした。

一方、9月14日には近畿弁護士連合会が「アスベスト被害の早期救済と恒久対策を求める決議」を採択、9月21日にはダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議が「『アスベスト対策基本法(仮称)』の立法提言」を発表し、10月21日の日本労働組合総連合会第1回中央執行委員会で「アスベスト基本法(仮称)の制定」、政府・患者・家族・NPO・医療関係者・弁護士・労働組合などが参加する「国民アスベスト会議の設置」等の実現を求める「アスベスト問題に対する連合の取り組み」を確認、さらに10月25日には民主党が政策提言「石綿対策の総合的推進に関する法律案」を衆議院に提出、合わせて「民主党は『ノンアスベスト社会』をつくる」を発表するなどの動きが続きました。在野からの提言等は、「総合的対策の提言」や「緊急の意見表明」等を通じて全国連が訴えてきた内容に沿ったものでした。

7. 100万人署名運動を提唱

このようななかで全国連は、「100万人署名」運動を呼びかけることを決定、10月22日の東京・有楽町マリオン前での街頭宣伝から署名集めを開始しました。署名で掲げた請願項目は、以下のとおりです。

アスベスト及びアスベスト含有製品の製造・販売・新たな使用などを速やかに全面禁止すること

アスベスト及びアスベスト含有製品の把握・管理・除去・廃棄などを含めた総合的対策を一元的に推進するための基本となる法律(仮称・アスベスト対策基本法)を制定すること



アスベストにばく露した者に対する健康管理制度を確立すること

アスベスト被害に関わる労災補償については、時効を適用しないこと。

労災補償が適用されないアスベスト被害について、労災補償に準じた療養・所得・遺族補償などの制度を確立すること

中皮腫は原則すべて補償の対象とするとともに、中皮腫の数倍と言われるアスベスト肺がんなど中皮腫以外のアスベスト関連疾患も確実に補償を受けられるようにすること

署名運動には、全国連会員はもとより、数多くの団体・個人が協力していただいたばかりでなく、署名用紙を全国連のホームページからもダウンロードできるようにしたところ、全国津々浦々の不特定多数の方々から大きな協力を得ることができました。

8. 尾辻・小池大臣と患者・家族との面談

国の過去対応の検証やアスベスト新法をはじめ今後の対策の検討が、当事者である患者・家族や労働者・市民等の参加も、その意見を聴くこともなく、密室のなか 政府・与党内だけですすめられていることに対する不信感や批判は、私たちだけのものではなかったと思います。

3時間近くの特番となった10月8日のNHKスペシャル「アスベスト 不安にどう向きあうか」で、鹿児島と尼崎を結ぶ中継で初めて直接患者からの要望を聞いた尾辻秀久厚生労働大臣(当時)は、10月16日に大阪労働局において患者、家族らと面談しました。尾辻大臣はこの直後に、中皮腫の労災認定患者の通院費に関する支給制限の撤廃、および、労災認定基準改正のための検討の開始を指示するとともに、時効問題の解決に向けても前向きに取り組むことを約束しました。

10月末の内閣改造によって厚生労働大臣は代わりましたが、続投となった小池百合子・環境大臣、そして内閣総理大臣も患者・家族の声を直接聞くべきだという声が高まりました。前述のNHKの番組ではスタジオに出演していた小池大臣は、ようやく11月26日になって、尼崎に出向き、患者、家族らと面談しました。「労災補償と同等の補償」という要望に対して「できるだけ工夫する」と答えたことや、大臣の「風が止まったら自分で走って風を起こせ、それでも駄目なら崖から飛び下りて風を起こす」という発言を引いて「今日は崖から飛び下りる決意で来ていらっしやいますか」と尋ねた家族に、帰り際に「飛び下りますからね」と声をかけた小池大臣に、入院先からパジャマ姿でかけつけた患者を含めた参加者は大きな期待を寄せました。

9. 関係閣僚会合の「総合対策」

しかし、その3日後の11月29日に開かれた第3回関係閣僚会合で公表された「石綿による健康被害の救済に関する法律案(仮称)大綱」は、伝えられていた内容とまったく何ら変わるところのない不十分、低水準のままのものでした。

12月27日の第5回関係閣僚会合は、「アスベストによる健康被害に関する法的措置や平成18年度予算案等の内容が固まったことを踏まえ」、それまでの「当面の対応」に代えて「アスベスト問題に係る総合対策」をまとめて公表しました。

その具体的内容は、全面禁止は2006年度中に関係法令の整備により実施、健康被害対策について「石綿による健康被害の救済に関する法律案(仮称)」を、既存アスベスト対策について大気汚染防止法、廃棄物処理法、建築基準法、地方財政法の四法を一括して改正する「石綿による健康等に係る被害の防止のための関係法律の整備に関する法律案(仮称)」を、その他の施策に係るものも含めて平成17年度補正予算案とともに、通常国会に提出するというものでした。

残念ながら、「100万人署名」に掲げた請願事項を実現するものではありません。尼崎で小池大臣と面談した患者・家族らは大臣の約束は何ひとつ果たされてはいないと感じていましたし、12月26日に尼崎市長名で関係大臣宛てに提出された「アスベスト問題による健康被害対策等の強化に関する要望」で示されていた、新法立法化と併行した環境曝露による健康被害と発生源の因果関係の究明、環境曝露による被害者に対し公害健康被害補償法や労災補償とバランスの取れた補償の制度化、要経過観察とされた市民に対する健康管理手帳に相当する支援措置および自治体への財政的支援の実施、新法案で予定されている基金への拠出は

地方自治体に求めずに国と事業者の責任で実施、等の要望も受け入れられてはいませんでした。

全国連は、2006年1月20日に開会される第164回通常国会の審議日程等を予測しながら、「100万人署名」に寄せられた国民の声を国会に反映させるべく、1月31日に国民決起集会と国会請願デモを行うことを決定しました。

10. 1.21 国会緊急集会

1月20日の通常国会冒頭に、石綿健康被害救済新法案と四法一括改正法案が提出されましたが、政府は、特別委員会の設置や合同審査を拒否するばかりでなく、環境委員会での短時間審議等だけですませ可能であれば2月中に成立させたい意向であることが伝わってきました。

このため全国連は急遽、1月23日に衆議院第二議員会館内において、「100万人署名達成！なくせアスベスト被害、国会緊急集会」を開催しました。定員百名の会場に250名以上が詰めかける熱気のなか、古谷事務局長の経過報告、名取事務局長(アスベストセンター代表)の挨拶、民主党、日本共産党、社会民主党、働くもののいのちと健康を守る全国センター代表の来賓挨拶、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会関西世話人で中皮腫患者の中村寛さん、尼崎のクボタ旧神崎工場近くで生まれ育ち弟を中皮腫で亡くした武澤泰さん、夫をアスベスト肺がんで亡くした東京土建呼吸器疾患患者と家族の会の浅野初枝さんの訴えが行われ、佐藤代表委員(全建総連書記長)の閉会挨拶で締めくくりました。

この日までに請願署名が目標の100万人を突破して1,461,730筆に達したことが報告されるとともに、衆議院議長に提出すべく各党から多数の方に紹介議員になっていただきました。また、集会終了後、百数十名の参加者が数名ずつのグループに分かれて、衆参両院の予算、環境、厚生労働委員会の全委員らの部屋をまわって、請願項目の実現に協力いただくよう要請しました。



11. 1.30 国会決起集会・国会請願デモ

衆議院での法案審議は、1月27日に、本会議で趣旨説明の後、環境委員会で審議が行われ、患者・家族をはじめ全国連関係者も多数傍聴しました。前年11月26日の尼崎での患者・家族との面談時のやりとりで示した「決意」を平然と覆して「嘘」をつく小池環境大臣の答弁には、当日参加した者ばかりでなく、皆怒りを新たにしました。1月30日に日比谷公会堂で全国連が主催した「100万人署名達成！なくせアスベスト被害、国民決起集会」の会場前で、尼崎の患者・家族らは、「嘘はいけないよ 小池大臣、聞いて患者・家族の声」と書いた横断幕を掲げて、アピールを行いました。



「国民決起集会」は、富山代表委員(日消連代表運営委員)と伊藤運営委員(全港湾書記長)の司会により、佐藤代表委員(全建総連書記長)の開会挨拶、民主党、日本共産党、社会民主党、日本労働組合総連合会(連合)、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、東京弁護士会公害・環境委員会の各代表による来賓挨拶、全国労働組合総連合(全労連)のメッセージ紹介、古谷事務局長の基調報告の後、斉藤文利さん(中皮腫・アス

ベスト疾患・患者と家族の会代表)、中村寛寛さん、森繁信さん(神奈川県建設労連相模原支部の組合員でびまん性胸膜肥厚患者)の奥様、武澤泰さん、荻野ゆりかさん(母親がクボタ近くに20年間暮らし中皮腫で死亡)による「患者・家族の訴え」。加藤麻衣さん(旧国鉄職員の父親が中皮腫で死亡)から集会アピールを提起していただいて満場の拍手で採択した後、中島代表委員(自治労労働局次長)の閉会挨拶で締めくくりました。

集会終了後、2,500人の参加者は、アスベスト被害の犠牲となった家族の遺影や銘々の思いを書いたプラカード、横断幕、のぼり旗等々を手に、国会請願デモを行いました。衆参両院の議員面会所前では野党各党の国会議員らが出迎え、23日以降集まった署名353,988筆を託しました。衆参両院議長に対する請願署名の紹介議員になっていただいた方の数は150名を超えました。



12. 石綿健康被害救済新法等成立

1月30日の夕方から夜に法案が衆議院通過の予定と伝えられていましたが、予算委員会がBSE問題で紛糾したためそうはなりません。翌31日に延期された衆議院の環境委員会と本会議には、前日上京し宿泊した各地の患者・家族を含めた多数の全国連関係者が傍聴しました。

衆議院環境委員会では、民主党・無所属クラブが、石綿健康被害救済新法案に対して、療養手当の加算、就学援護等措置に関する規定の追加、3年以内の見直し、の3点に絞った修正案を提出しましたが与党は受け入れず、両法案とも原案のまま可決。本会議でも与党多数のもとで可決され(四法一括改正法案は民主、共産も賛成)、衆議院を通過しました。

参議院の環境委員会での審議は、2月3日の午前・午後をかけて行われました。民主党・新緑風会から衆議院段階と同じ修正案、共産党から、指定疾病に石綿肺等を追加、石綿健康被害救済基金への地方自治体の拠出をなくす、同基金への中小零細事業主の拠出の軽減を内容とする修正案が提出されましたが、やはり与党は受け入れず、両法案とも原案のまま可決。同日、本会議でも可決され、二つの法案は原案どおり、一切の修正を受け入れることなく成立しました。

なお、衆議院環境委員会では両法案に対して各々、参議院環境委員会では一本の、附帯決議が、ともに全会一致で採択されています。

法案の成立に対しては同日、連合が「アスベスト対策関連法の成立に対する事務局長談話」を発表し、その内容と成立プロセスを批判するとともに、「政府は、あらためてその責任の所在を明確にし、アスベスト被害者への謝罪と被害者の声を反映した救済措置の充実を行うべきである」、「連合は、アスベスト被害のない社会の実現に向けて引き続き、被害者・労働者・市民とともに運動を続けていく」としました。また、全労連は、「国の責任を曖昧にしたままでの『幕引き』を許さない『アスベスト新法』の成立にあたって」という事務局長談話を発表しました。

なお、日本弁護士連合会は1月18日に「『石綿による健康被害の救済に関する制度案の概要』に対する会長声明」を発表し、指定疾病の対象拡大、救済給付の内容・水準の大幅見直し、汚染者負担原則の徹底、時効の適用見直し、の修正がなされるよう要望しています。

13. 全国連の見解・今後の取り組み

全国連は2月20日に、「署名への御協力に対する御礼及び今後の取り組みに対する御理解・御協力のお願

い」を公表、署名が最終的に1,871,473筆に達したことを報告、御協力に感謝申し上げるとともに、以下のように述べ、全国連の今後の取り組みへの御理解・御協力を訴えました。

「私たちは、国会における審議に（署名に寄せられた）『国民の声』が反映され、請願署名の趣旨の実現に一步でも近づくような修正が行われることを強く望みましたが、政府は一切の修正要求を受け入れることなく、原案のまま2月3日に法案は成立しました。

しかし、これらの法律のみで山積みの課題を解決することは到底できず、アスベスト問題が、今後数十年間にわたって取り組んで

いかなければならない国民的課題であることに変わりはありません。

政府は、健康被害救済新法について3月末にも施行、その1週間前から救済給付の支給に係る認定の申請を受け付けるとしていますが、労災補償制度も含めたアスベスト健康被害補償・救済諸制度総体の制度・体制の不備から様々な混乱やトラブルが続出することが予想されます。私たちは、被害者や家族の相談等に応じその権利や生活を守るために全力を注ぐとともに、早期の見直しを求めていく所存です。

また、健康被害対策以外の諸施策も含めたアスベスト対策全体について、衆参両院環境委員会で全会一致で付された附帯決議に掲げられた諸措置の実施状況も含めて、その効果及び妥当性も検証しながら、引き続き『アスベスト対策基本法』の制定を求める運動を継続していきます。」



14. 石綿健康被害救済新法の施行

成立した石綿健康被害救済新法は2月10日に公布（法律第4号）、環境省と厚生労働省合同で「石綿による健康被害の救済に関する意見の募集（パブリックコメント）」が実施され、全国連は、提出期限最終日 前述の署名の御礼等を公表した2月20日に、66項目に及ぶ意見を提出しました。

環境省と厚生労働省合同で前年11月16日に参集した「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会」の報告書が2月7日に提出され、厚生労働省は2月9日付けで労災認定基準を改正。環境省は、2月9日に中央環境審議会に「石綿による健康被害の救済における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方について」諮問。翌10日の同審議会環境保健部会において石綿健康被害救済小委員会の設置を決め、同小委員会は2月24日と3月1日の2回の審議で検討結果を取りまとめ、翌2日の環境保健部会で報告・了承され、翌3日には審議会から環境大臣に対してそのまま答申されるという慌ただしい手続がすすめられました。（2月10日の部会では、連合選出委員から意見が提出されています。なお、新法施行後の4月11日に小委員会の医系委員がそのまま移行するかたちで石綿健康被害判定部会が設けられ、そのもとに24名の専門委員を加えた石綿健康被害判定小委員会が置かれることになりました。）

3月6日に新法による救済給付の実施機関となる独立行政法人の専用フリーダイヤル（0120-389-931）が開設され、3月7日には新法が同月27日に施行されることが決定（政令第36号）、石綿健康被害救済法施行令（政令第37号）も公布されました。3月13日には環境省関係施行規則（環境省令第3号）等と環境保健部長名の施行通知、同日前述のパブリックコメントの結果及び意見に対する考え方の公表、3月17日には厚生労働省関係施行規則（厚生労働省令第39号）と労働基準局長名の施行通達と、これで新法施行の1週間前＝3月20日からの石綿健康被害救済新法にかかる申請・請求の受付開始の準備が何とか整ったこととなります。特別遺族年金受給者が報告書を提出すべき日を定める省令（厚生労働省令第159号）、民事損害賠償と特別遺族給付金との調整基準（厚生労働省令第160号）が示されたのは、新法施行後の3月28日となりました。

15. 労災保険以外の時効救済措置等

石綿健康被害救済新法は、「労災補償の対象とならない者」を対象とする救済給付と、「労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した者」を対象とする特別遺族給付金、の二つの制度を創設したものです。しかし、時効により遺族補償を受ける権利を消滅した者は、労災保険以外の労災補償制度においても存在しています。パブリックコメント手続に対して全国連が提出した意見でも、この点を指摘しましたが、回答はありませんでした。



しかし、すでに20名以上のアスベスト被害者が補償を受けている旧国鉄職員に関して、独立行政法人鉄道・運輸施設整備支援機構国鉄清算

事業本部は、3月13日付けで、昭和62年3月31日以前に係る業務災害補償規程を改正して、新法による特別遺族給付と同等の内容の時効救済措置を実施することとして、ホームページや新聞広告で知らせました。

3月29日までに日本たばこ産業(JT)も、同等の内容で、「業務上の石綿による健康被害に係る日本専売公社業務災害補償規則における遺族補償年金の時効に対する救済措置」を設けることを決定しました。旧電電公社職員の労災補償の実施機関である日本電信電話(NTT)の対応は明らかになっていませんが、少なくとも具体的事例がでてくれば、同等以上の措置をとらなければならないことになるでしょう。

一方2月10日付けで、地方公務員災害補償基金に宛てて総務省自治行政局公務員部長名で、「地方公務員災害補償法第63条に規定する時効の取り扱いについて」通知が出され、3月17日付けで、同基金より基金各支部宛てに、「石綿による健康被害に係る公務災害認定請求時の取扱いについて」通知されています。これによると、地方公務員の時効救済措置では、「時効利益を放棄する」ことが明記され、具体的取り扱いでも、請求した日から5年間過去に遡って、遺族補償年金だけでなく、就学援護金等の福祉事業も支給するという、新法による特別遺族給付＝労災保険の時効救済措置を上回る救済内容となっています。

船員保険法では、死亡したのが5年より前であったとしても、過去5年間分は遡及して請求することのできる仕組みになっています。国家公務員災害補償法は、権利を有することの通知がなされていなければ、補償を受ける権利は時効消滅しない旨の規定があるので、事実上、時効が適用されません。全国連が一貫して要求してきた、「時効を適用しないこと」がすでに実現されているとも言えそうです。

このように、アスベスト被害の時効救済をめぐる、労災補償制度間の格差があらためて浮き彫りにされるとともに、縦割り行政の弊害を排して、「すべての被害者に隙間なく公正な補償」を実現させる必要性はますます明らかになっています。

16. 「隙間なく公正な補償」の実現

いずれにしろ、新法による救済給付と特別遺族給付金＝労災保険の時効救済、労災保険以外の時効救済措置が実施され、全国連および参加団体はすでに、多くのアスベスト被害者・遺族の相談に応じているところです。すでに、救済給付の申請手続に添付する医学的証拠の取り扱い(環境再生保全機構)、特別遺族給付金の請求手続に添付する死亡診断書の記載事項証明書等の取り扱い(労働基準監督署・法務局等)、認定基準や移送費に係る旧(改正前)通達に基づく不支給確定事例の救済の取り扱い(労働基準監督署)や新法施行直後に亡くなられ生前に認定申請手続ができなかったために一切の救済給付が受けられない事例などをめぐるトラブルが報告されています。

一方、この間の事態の出発点となった、尼崎のクボタ旧神崎工場周辺住民被害に関しては、見舞金・弔慰金を求めた人の数が百人を超えるとともに、車谷典男(奈良県立医科大学)・熊谷信二(大阪府立公衆衛生研究所)による「周辺に発生した中皮腫の疫学研究」によって、クボタ旧神崎工場で使用されたアスベストとの因果関係が明らかにされてきました。(記念講演でくわしくお話していただく予定です。)

クボタは2005年12月25日には、社長らが、患者・家族との会合に出席して謝罪するとともに、見舞金・弔慰金よ

りもさらに踏み込んだ「補償」制度を実施するために、当事者、支援団体と協議していきたいと表明。2006年4月17日になって、話し合い協議を経て「旧神崎工場周辺の石綿疾病患者並びにご家族の皆様に対する救済金支払規程」の骨子がまとまったことを公表しました。

くわしくは「すべての被害者に公正な補償と『アスベスト対策基本法』の制定を求める決議案」に譲りませんが、重要な成果であり、こうした新たな展開も踏まえて、いまこそ、アスベスト健康被害の一層の掘り起こしと、真に「隙間なく公正な補償」の実現に向けた取り組みを強化していく必要があります。



17. アスベスト対策基本法の制定

健康被害に対する補償ばかりでなく、アスベストに曝露した者の健康管理対策等、アスベストの早期全面禁止の実現、包括的・体系的な既存アスベスト対策の確立等の諸課題についても同様です。

2005年末の「アスベスト問題に係る総合対策」で「2006年度中に全面禁止」が公約されたことを歓迎していましたが、2006年1月18日に発表された「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会報告書」は、公約を反古にして、「2006年度中にポジティブリスト化(7つの例外製品を除き原則禁止)」だけを提言したものでした。

あらためて昨(2005)年のアスベストおよびアスベスト含有製品の輸入実績を確認してみると、別添のとおり、原料アスベストの輸入は110トン、輸入・使用が可能なままのジョイント用石綿繊維等の輸入量は必ずしも減っているとは言えなそうです(建材およびブレーキ・クラッチは輸入できないはずですが)。

一括改正法により改正された、大気汚染防止法、廃棄物処理法、建築基準法の施行により具体的に何がどのように改善されることになるのか、現時点ではいまだ明らかになっていないことの方が多いたのですが、いずれも部分的な改正を行っただけのもので、総合的対策を一元的に推進する体制の確立にはほど遠いものです。

国土交通省の宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令案(アスベスト調査の重要事項説明への追加等)に関するパブリックコメントに対して、全国連は3月3日に意見を提出しましたが、すべて受け入れられないまま、改正省令(建設省令第12号)は3月13日に公布され、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方について」も改正されて、4月24日から施行されています。

これまでのわが国のアスベスト対策に関しては、数多くの省庁や法令が関与していながらも、それらの中で「整合性」や「連携」を欠き、また「隙間」も多く、さらに「規制等の周知・遵守の徹底、執行体制上の問題も多い、ことなどが指摘されてきました。しかし、最大の弱点は、何といってもアスベスト対策に係る国としての「戦略」の不在でしょう。

全国連は、「アスベスト対策基本法」の制定を求める運動を継続すると同時に、政府においては、省庁間の縦割り行政の弊害を克服するため、内閣府のもとに「アスベスト対策会議」を設置するとともに、アスベスト被害者とその家族、労働者、市民等の代表を含めた「アスベスト対策委員会」を設置するよう働きかけていきます。

また、地方自治体の取り組み、地域における市民の取り組み、労働者・労働組合の職場における対策等についても、この間の経験の集約なども含めて、関係団体等とともにより有効に支援していくことのできるようにしていきたいと思います。

II 2005年度活動方針案

1. 石綿対策全国連絡会議の役割

第18回総会活動方針で確認されたように、石綿対策全国連絡会議はとして草の根でアスベスト問題に取り組む団体・個人のもっとも広範なネットワークとして、情報収集・提供、各々の取り組みの連携・調整、共同キャンペーンの推進等の役割を担っていきたいと考えています。

アスベスト問題は、以下の大きな柱のもとに多くの課題が存在していることを周知宣伝するとともに、その実現をめざします。

アスベスト全面禁止の早期実現

今後本格的な『流行』の時期を迎えることが確実な健康被害対策の確立

既存アスベストの把握・管理・除去・廃棄を通じた対策の確立

海外移転の阻止および地球規模でのアスベスト禁止の実現

2. 今年度の重点課題

石綿健康被害救済新法による救済給付、特別遺族給付金制度、労災保険以外の労災補償制度の新たな時効救済措置の実施状況および各種労災補償制度の改善状況等をフォローしつつ、真に「隙間なく公正な補償」の実現の必要性を訴える。

改正された大気汚染防止法、廃棄物処理法、建築基準法等のより効果的な実施を求めるとともに、改正宅地建物取引業法施行規則等を含めてその実施状況をフォローする。

「アスベスト対策基本法」の制定及び「アスベスト対策会議・委員会」の設置実現に向けて、関係各所に働きかける。

国への意見書の採択及び国の施策の不備を補うための条例等の整備など、地方自治体に対する働きかけを強化する。

上述の諸課題を含めて、より幅広い関係団体・関係者との共同の取り組みを拡大する。

2004年世界アスベスト東京会議(GAC2004)の成果を結実させるための、国際的な共同の取り組みを強化する(決議案「石綿対策全国連絡会議はアスベスト問題の地球規模での解決をめざす」も参照)。

III 2005年度役員体制案

代表委員	中 島 圭 子	(自治労労働局次長) [担当者変更]
	佐 藤 正 明	(全建総連書記長)
	富 山 洋 子	(日本消費者連盟運営委員長)
	天 明 佳 臣	(全国安全センター議長)
事務局長	古 谷 杉 郎	(全国安全センター)
同次長	宮 本 一	(全建総連)
	伊 藤 彰 信	(全港湾)
運営委員	永 倉 冬 史	(アスベスト根絶ネットワーク)
	名 取 雄 司	(中皮腫・じん肺・アスベストセンター)
	水 口 欣 也	(全造船機械)
	吉 岡 修	(全建総連)
	吉 村 栄 二	(日本消費者連盟)
	西 田 隆 重	(神奈川労災職業病センター)
	鈴 木 剛	(全国じん肺弁護団連絡会議)
	大 内 加寿子	(アスベストについて考える会)
	林 充 孝	(じん肺・アスベスト被災者救済基金)
	外 山 尚 紀	(東京労働安全衛生センター)
	吉 田 茂	(労働者住民医療機関連絡会議)
会計監査		(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会)
	安 元 宗 弘	(横須賀中央診療所)
	中 地 重 晴	(環境監視研究所)

石綿対策全国連絡会議にぜひ御入会下さい

石綿対策全国連絡会議にぜひ御入会下さい。年間会費は、団体会員の中央単産が10,000円、その他団体が5,000円、個人会員が2,000円となっています(各「アスベスト対策情報」1部の代金を含む)。

中央労働金庫田町支店(普)9207561 / 郵便振替口座 00110-2-48167
名義はいずれも「石綿対策全国連絡会議」